

## 犬山市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原

因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害及び再被害（犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。）が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県、民間支援団体その他の関係者と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問

題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等を行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第11条 市は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第12条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等及び市民の意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 犬山市安全で安心なまちづくり条例（平成 2 3 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事項及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項」を「事項」に改める。

第 2 条第 6 号を削る。

第 4 条中「等」を「、犬山市犯罪被害者等支援条例（令和 8 年条例第 2 4 号）等」に改める。

第 1 1 条の見出し中「防犯等」を「防犯」に改め、同条中「防止及び犯罪被害者等の権利利益の保護」を「防止」に、「取組み」を「取組」に改め、同条第 6 号を削る。